

石川県公報

平成24年4月6日
第12481号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
青少年に有害な図書等の指定 (少子化対策監室)	1	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	2
土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の全部の指定の解除 (環境政策課)	1	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	3
県道の区域の変更 (道路整備課)	2	土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	4
県道の供用の開始 (同)	2	土地改良区の役員就任公告 (同)	4
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	2		

告 示

石川県告示第183号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2012年5月号 (04333-05)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	NaiNaiプレス北陸 2012年5月号 (06805-05)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	F u - D 2012年5月号 (86665-05)	(株)ザウスマガジン社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年3月30日

石川県告示第184号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定(平成23年石川県告示第548号)により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
羽咋郡志賀町赤住ヲ2番40の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない
特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

石川県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年4月6日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
倉部金沢線	金沢市上安原南117番地先から 金沢市上安原南117番地先まで	旧	17.20～17.20	16.2	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	17.20～26.00	16.2	
金沢鶴来線	金沢市寺町5丁目200番地先から 金沢市寺町5丁目32番1地先まで	旧	15.39～18.91	420.0	"
		新	15.39～44.27	420.0	

石川県告示第186号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年4月6日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
倉部金沢線	金沢市上安原南117番地先から 金沢市上安原南117番地先まで	平成24年4月6日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第187号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	金沢鶴来線	金沢市寺町五丁目200番地先から 金沢市寺町五丁目32番1地先までの上下線	平成24年4月6日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規

模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミシング小松店、V・drug 中部薬品小松沖町店
小松市沖周辺土地区画整理地事業施行地区内7街区1ほか13筆

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間
(変更前) 午前10時から午後9時まで
(変更後) 午前9時(一部は、午前10時)から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前8時から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 5箇所
(変更後) 4箇所

3 変更する年月日

平成24年3月30日

4 変更する理由

来客用出入口(出入口 5)の廃止及び営業時間の延長

5 届出年月日

平成24年3月29日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年4月6日から同年8月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年8月6日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ七尾店、カメラのキタムラ七尾本府中店
七尾市本府中町ラ22-1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成23年11月29日

3 市町村の意見の概要

市町村名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年4月6日から同年5月7日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

長坂用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	高 尾 昭	金沢市長坂1丁目8番22号	平成24年2月29日

森下三ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中 川 健二郎	金沢市南森本町ル73番地	平成24年3月28日
"	森 田 正 己	" 南森本町子10番地	"
"	今 村 昭 夫	" 南森本町ル36番地	"
"	弥 浦 修 一	" 弥勒町ワ27番地	"
"	弥 村 茂	" 弥勒町力25番地	"
監事	今 度 登志雄	" 南森本町ト78番地	"
"	中 野 稔	" 弥勒町力29番地	"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成24年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

長坂用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	新 藏 弘 明	金沢市若草町10番31号	平成24年3月1日

森下三ヶ用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中 川 健二郎	金沢市南森本町ル73番地	平成24年3月29日
"	中 野 稔	" 弥勒町力29番地	"
"	森 田 理 彦	" 南森本町ル45番地	"
"	西 野 正 一	" 南森本町ト89番地	"

"	弥 村 茂	" 弥勒町力25番地	"
"	今 村 昭 夫	" 南森本町ル36番地	"
監 事	森 健 治	" 南森本町ル19番地	"
"	弥 浦 修 一	" 弥勒町ワ27番地	"

